

au ウェルネスプレミアム会員無料ケガ保険
～ スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：一般傷害)～

補償の概要

au ウェルネスプレミアム会員無料ケガ保険は、被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に日常生活での予期せぬ偶然な事故により傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数（1日）を超えて入院された場合	5,000 円 (入院一時金額) ※ 1回の入院につき、1 回のお支払いが限度となります。(退院後、再入院した場合は合わせて1 入院として取扱います。)	次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 - 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 - 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 - 自動車、原動機付自転車を無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 - 脳疾患、疾病または心神喪失 - 妊娠、出産、早産または流産 - 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1） - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 - 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 - テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 - 山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 - むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） - 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など (注1) テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

※本保険には熱中症補償特約もセットされていますので、事故によるケガと同様、熱中症も入院一時金の対象となります。

【被保険者（補償の対象となる方）】

au ウェルネスプレミアム会員で、被保険者としてお申込みされた方ご本人

【補償開始日時・保険期間】

au ウェルネスプレミアム会員、保険申し込みの2 要件を満たした翌日から補償開始。※補償期間中に au ウェルネスプレミアム会員でなくなった場合、該当月の末日をもって補償終了とする。

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、直ちに下記連絡先にご連絡ください。

事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

< 連絡先 > au 損保プレゼント保険 事故受付デスク 0800-500-0145（24 時間 365 日無料）

【お申込みにあたってのご注意】

- au ウェルネスプレミアム会員無料ケガ保険は保険契約者を KDDI 株式会社、引受保険会社を au 損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。
- 上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくは au 損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください（<https://www.au-sonpo.co.jp/>）。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

KDDI 株式会社は、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的にのみ使用致します。
Ⅰ. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため Ⅱ. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため Ⅲ. Ⅰにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため Ⅳ. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため Ⅴ. 傷害保険の引受保険会社である au 損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため また、Ⅴについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。詳細については au 損害保険株式会社のホームページ（<https://www.au-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先

au 損害保険カスタマーセンター
0800-700-0600

受付時間：9:00-18:00（年末年始を除きます）

【引受保険会社】

au 損害保険株式会社